

おびひろ男女共同参画プラン重点事項の推移

資料1

基本方向	施策の方向	重点事項		
		H22・23	H24	提案委員名
<b>目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革</b>				
1 男女平等の視点に立った教育の推進	(1)家庭における男女平等教育の推進	○1	○1	M委員
	(2)学校における男女平等教育の推進	○8	○8	A委員、B委員、E委員、F委員、I委員、P副会長、J委員、M委員
	(3)地域における男女平等教育の推進	○1	○1	M委員
2 男女共同参画の啓発	(1)広報・啓発活動の充実		○1	K委員
	(2)調査研究の充実	○1	○1	D会長
	(3)メディアにおける男女共同参画の推進	○1		
3 女性の人権を尊重する認識の浸透	(1)性の尊重についての認識の浸透		○1	A委員
	(2)母性の重要性の認識の浸透	○2	○2	N委員、L委員
4 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶についての認識の浸透	○5	○4	B委員、C委員、H委員、J委員
	(2)セクシュアル・ハラスメントの防止			
	(3)被害者への相談・支援体制の充実			
<b>目標Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進</b>				
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)審議会等への女性の参画の促進	○1		
	(2)方針決定過程における女性の参画の促進	○1	○1	P副会長
	(3)農業経営活動への女性の参画支援	○2	○1	K委員
2 地域社会への男女共同参画の促進	(1)社会活動への参加促進			
	(2)ボランティア活動への促進			
	(3)地域リーダーの養成	○1	○1	F委員
	(4)国際交流・国際協力の促進	○1	○1	D会長
	(5)防災分野における男女共同参画の推進	○2	○5	C委員、N委員、H委員、P副会長、O委員
	(6)まちづくりにおける男女共同参画の促進			
<b>目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり</b>				
1 男女がともに働くための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		○2	D会長、F委員
	(2)育児支援体制の充実	○5	○6	B委員、C委員、E委員、J委員、L委員、O委員
	(3)家庭生活への男女共同参画の促進	○1		
2 就労における男女平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保	○2	○1	H委員
	(2)職場における男女平等の促進		○2	A委員、E委員
3 就業機会の促進	(1)就業支援体制の充実			
	(2)雇用機会の情報収集・提供	○3	○1	L委員
	(3)女性の再チャレンジ支援	○3		
<b>目標Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり</b>				
1 母子保健の充実	(1)保健相談や指導体制の充実	○2	○1	O委員
	(2)保健・健康診査の充実	○1		
2 健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進			
3 安心できる介護環境の整備	(1)介護の支援体制の充実	○2	○2	S委員、N委員
	(2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援			
4 生涯学習の推進	(1)学習機会や学習情報の提供	○1	○1	K委員

プランの推進	市民等による推進体制の整備
	庁内推進体制の充実
	国・北海道などとの連携

※重点事項の年度は対象年度である。  
 ※重点事項欄の○の右側の数字は選考委員数である。